

見えて、小字は正佛・宮・腰・清太郎・蛇食判  
屋地・高庵地・大久保・宮田・和氣女・下平・中  
屋・貝原・若狹・瀧又・菅ノ原・日砂・濁池・淨土  
尺ヶ池・大町・番頭屋・引地・平栗・中尾・吉ヶ谷  
内・野ヶ谷内・田村の二十七を有する。

ウラカミガハ 浦上川 鳳至郡八ヶ川の支  
流である。源は浦上の山から出で、南流して  
田村領に至り本川に入る。水源から落合まで  
五軒六許。

ウラカミチブ 浦上治部 祿七百石を受け、  
大坂冬陣には鐵奉行であつた。その嫡子又右  
衛門は寛永十八年富山侯の從臣となり、二男  
又右衛門は同十七年大聖寺侯の從臣となつ  
た。

ウラガミネカノン 浦ヶ嶺觀音 ↓ウシ  
ガハナカノン 牛ヶ嶺觀音。

ウラカミノキリストン 浦上の切支丹  
(一)加賀藩 明治元年政府は長崎縣浦上の切  
支丹教徒に轉宗を強ひたが、彼等は之に従は  
なかつたから、その村民三千七百餘人を捕へ  
諸藩に拘留することとした。この際金澤藩は  
二年十一月十三日五百餘人を長崎縣より送致  
する通牒を受け、十二月大坂に於いて之を受  
取り、廿五日以後卯辰山の谿間に收容し、翌  
三年自ら改悔したといふもの三十一人を得  
たが、廢藩の後佛國公使の抗議を受けるに  
及び、六年三月政府は石川縣に命じて長崎縣  
に送還せしめた。

(二)大聖寺藩 大聖寺藩では明治二年十月廿  
五日大政官から肥前浦上の切支丹宗徒九十二  
人を預けられる命を得て、十二月十九日神戸  
で八十三人を取り、翌年正月十二日到着し  
た。他の九人は金澤藩を経て直に富山藩に送

られたのであつた。藩はこれ等を庄兵衛谷な  
る鐵炮場の長屋に收容し、少年は寺院に收容  
して教誨に努めたが、三年二月十六日三十三  
人を又富山藩に引渡し、五年六月八日その殘  
餘全部を金澤に移送して卯辰山に收容するこ  
とになつた。

ウラカミノリツヨ 浦上紀弔 字は君輔、  
玉堂と號した。奥州會津の人といひ、又備前  
岡山の産ともいふ。京師に出で、詩書を嗜み、  
營て金澤に來り 寺島應養に寄宿せんと求め  
た。應養その旅人を宿泊せしむることの藩禁  
なるを以て、尾張町の旅宿に居らしめ、夜に  
至れば乃ち延いて清談に耽つた。居ること凡  
そ百日、その致は皆應養の債ふ所であつた。  
紀弔は文政三年九月四日七十六歳を以て歿し  
た。

ウラカミハチマンシヤ 浦上八幡社 鳳至  
郡浦上に鎮座する。能登名跡志に、「此村八幡  
宮は浦上の宗社にて、宮の腰といふ所に在り。  
散村二十七ヶ所の宮々へ、祭禮八月十五日に  
は神輿廻り給ひて、賑はしき也。」と見え、今  
單に八幡神社と稱する。

ウラゲチモン 裏口門 金澤城内二ノ丸廣式  
の裏口で、切手門の内にあつた。金城深秘錄  
に、「裏口御門は能役者出入の門の由。門内に  
御樂屋あり。是を御樂屋多門といふ。故に右  
裏口御門をば、俗に獲樂御門と申候。」とあ  
る。

ウラノジケン 浦野事件 (一)浦野孫右衛  
門 加賀藩の老臣長連親の家老浦野孫右衛門  
は七百石を食み、子兵衛別に二百石を受け、  
次子掃部は阿岸氏を繼いで四百石を領して居  
た。孫右衛門の父孫右衛門も嘗て長氏に仕へ

て居たが一たび國を去り、而して二代孫右衛  
門は慶安元年を以て復歸したのである。是よ  
り孫右衛門は多く勢家と婚を通じて威權を振  
ふに至つた。當時長氏は連龍の時の如く、尙  
鹿島半郡を領して居たから、他の諸士が領内  
散在の采地を有すると異なり、家臣等多く兩  
地の間に往來して事務を執つた。然るに孫右  
衛門は米錢出納を掌り、多く能登に住するこ  
とを好み、諸吏以下十村・肝煎に至るまで延  
きて己の黨とし、隠田を開き租米の検査を寛  
にする等の私曲があつた。是を以て連龍は寛  
文元年道閑・上野・池島三人の十村を一時禁牢  
に處し、二年大町藏奉行大野治兵衛・金丸藏  
奉行河島治兵衛の食祿を奪うた。

(二)長氏領内の檢地 是より先孫右衛門は、  
寛文元年退隱を請うたから、連龍は大に喜び、  
孫右衛門に養老封二百石を給し、子兵衛に家  
を襲がしめた。是に於いて兵衛は阿岸掃部及  
び加藤采女と共に事を執つたが、孫右衛門は  
尙主用と稱して能登に往來したから、連龍は  
その奸曲を摘發せんと欲し、五年突如檢地を  
施行した。蓋し浦野一派に反對する加藤采女  
の策策によつたものであらう。かくて檢地の  
結果、彼等の所爲略明白になつたが、尙孫右  
衛門等の采地に及ばなかつたのは、その不  
面目を免れしめたのであつた。しかも彼等の  
悪名日に高くなつたから、窮屈却つて猫を食  
むの狀を學んで、兵庫・掃部は六年三月廿四  
日連龍の子元連及びその妹婿横山右近守知に  
書を上つて致仕を請ひ、廿五日以後その家に  
籠居しながら一門廿三人を會して存亡を共に  
せんと誓ひ、若し主君にして眼を賜はらば、  
徒に退去せず、平生遊很ある反對黨を驅滅

し、長氏の下屋敷に放火しようと言言し、器  
仗を備へて威を示した。

(三)百姓の嘆願 孫右衛門等の亡狀かくの如  
くであつたが、元連・右近二人は連龍をして  
未だ知らざる如く装はしめ、兵庫等に諭して  
五月十六日再び出仕せしめた。しかも彼等は  
尙連龍の處置を攻撃し、七年正月采地の百姓  
を教唆し、檢地中止嘆願の連判狀を提出せし  
めた。連龍乃ち事體を重大視して、自ら處理  
するの不可を思ひ、孫右衛門の罪狀を數へた  
る覺書を藩の老臣に呈し、藩侯の裁斷を請う  
た。

(四)一味の逮捕 是に於いて藩の老臣等相談  
し、阿部甚右衛門・松崎十右衛門を孫右衛門  
の家に遣はして訊問せしめ、三月二日之を本  
多安房守政長の邸に召喚して伴八矢の家に禁  
錮を命じ、又孫右衛門の長子浦野兵衛を横山  
右近の家に、二男阿岸掃部を前田又勝の家に、  
三男駒澤金左衛門を永原大學の家に、四男阿  
岸友之助を永原左京の家に、弟中村八郎左衛  
門を村井藤十郎の家に、弟伊久留八丞を西尾  
與三右衛門の家に、智守留地平八を青山將監  
の家に、智仁岸權之助を前田主膳の家に錮  
した。その他多數徒黨の輩を長氏配下の家に捕  
へた。同日又千田八郎兵衛を能登に下し、三  
日孫右衛門に獄した十村等を、能登部下村に  
ある算用場に召喚し、高田の十村二郎兵衛、そ  
の子八兵衛、笠師の十村太左衛門、三陣の十  
村池島、能登部下の十村上野を田鶴濱の獄に  
投じ、久江の十村道閑、その子兵八六太夫・  
萬兵衛、能登部下の小百姓永屋を能登部下の  
獄に繋ぎ、十九日悉く金澤に搬送した。

(五)加賀藩の斷罪 一の時綱紀は江戸に在つ